

# 政治・経済

## (問題)

2016年度

〈2016 H28100015 (政治・経済)〉

### 注 意 事 項

1. 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
2. 問題は2～7ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
3. 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
4. 記述解答用紙記入上の注意
  - (1) 記述解答用紙の所定欄(2カ所)に、氏名および受験番号を正確に丁寧に記入すること。
  - (2) 所定欄以外に受験番号・氏名を書いてはならない。
  - (3) 受験番号の記入にあたっては、次の数字見本にしたがい、読みやすいように、正確に丁寧に記入すること。

|         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 数 字 見 本 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- (4) 受験番号は右詰めで記入し、余白が生じる場合でも受験番号の前に「0」を記入しないこと。

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
|            | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| (例) 3825番⇒ |   | 3 | 8 | 2 | 5 |

5. 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
6. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
7. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

[I] 次の文章を読み、設問に答えなさい。

**A** 主義の概念は多義的であり、もともと権力者の権力濫用を抑えるために憲法を制定するという考え方を意味したが、近代以降は、**1**・**2**・人権保障の三原則を基調とする憲法を「近代**A**的意味の憲法」と称するようになった。フランス人権宣言16条にしたがって、**A**主義を「権利保障と**2**によって権力を制限しようとする原理」と説明することもある。

なお、フランス人権宣言ではすべての人と市民の権利が保障され、人権の「普遍性」と「全体性」が特徴となっていた。「すべての人」の中には**B**が当然含まれるはずであったが、当時の議会では**B**の権利のことは念頭になく、フランス革命期の法制上も所有権などの**B**の権利は大きく制限されていた。このため、オランジュ・ドゥ・グージュ（1748-93）が**B**の権利宣言を執筆して批判した。

市民革命期に成立した近代憲法は、**1**・基本的人権保障・**2**の諸原理の内容が一定の変化を被ることによって20世紀前半以降次第に現代憲法へと展開をとげた。すなわち、資本主義経済自体が構造的に変化して限界が現れ、社会経済的な不平等が固定されたことによって、実質的平等の保護が問題となった。また法理論的にも、近代憲法が前提としていた自然法理論の限界（実証不可能性など）が批判され、実証主義理論が優勢になった。

20世紀の初頭から根本的な修正を迫られた近代憲法の対応は、3つにわかれた。第1の対応は、資本主義憲法の枠内で社会的不平等を是正し、福祉国家の実現を目指す社会国家憲法への移行である。これは「人間たるに値する生存」の保障（151条）など社会経済的弱者の社会権を保障したドイツの1919年の**C**憲法などに示された。

第2の対応は、ドイツ帝国憲法や大日本帝国憲法のような「外見的**A**主義」の憲法を経て、ファシズム憲法へと移行する流れである。この流れはナチス・ドイツの独裁など反民主的原理やユダヤ人虐殺などの反人権的状况をもたらした結果、第二次大戦の終結によって崩壊に至る。

第3の対応は、1917年のロシア革命からソ連憲法への展開に示されるような社会主義憲法への移行である。社会主義憲法では、自然権的な**3**中心の人権とは異なり、労働者・農民など被支配階級を主体とする社会主義的基本権を保障して国民の生活保障をめざしたが、反面、反体制の自由を否定するなど矛盾が露呈し、1991年のソ連邦の崩壊等の経過をたどる。

日本でも、明治時代初期に西欧の政治思想や憲法思想の影響を受けた**D**が活発になり、**4**の「東洋大日本國憲法」や千葉卓三郎らの「**E**草案（日本帝国憲法）」などの私擬憲法草案が数多く起草された。これらには、フランスの憲法思想や人権宣言の影響が窺われ、**4**の草案ではフランス人権宣言のほか1793年の宣言にあった蜂起権（抵抗権）を取り入れていた。1968年に**E**の深澤家の土蔵で発見され、**E**憲法草案と呼ばれるようになった千葉卓三郎らの草案は、204条からなる優れた民衆憲法であり、フランス人権宣言17条の所有権規定などの影響が窺える。

実際、当時は1789年人権宣言もフランス人通訳 Du Bousquet によって口訳されて、デブスケ口譯生田精筆録『仏蘭西憲法』（1876年）として刊行されるなど、多大な影響を与えていた。中江兆民が1793年人権宣言や**J**・ルソーの『社会契約論』を翻訳していたことも重要である。

しかし明治政府は**D**を弾圧し、西欧諸国の法制度にならって近代国家を形成するに際して、プロイセン・ドイツの憲法を模範とした。このため、近代**A**主義のフランスやアメリカのような憲法ではなく、君主主権（天皇主権・臣民の権利保障、すなわち基本的人権の否定）・**5**を内容とする明治憲法が制定された。形の上では**A**主義を採用しているが、内容・原理の点では近代**A**主義の憲法とは異なるという意味で、これは外見的**A**主義の憲法と呼ばれた。

第二次世界大戦後は、1945年8月のポツダム宣言の受諾により、大日本帝国憲法にかえて近代**A**主義憲法の系譜に属する日本国憲法を制定することになった。明治期の**D**の憲法思想を研究してきた鈴木安蔵らによって「憲法研究会案」が起草され、これを憲法草案作成過程で連合軍総司令部（GHQ）のメンバーが参照することによって、米仏の近代**A**主義が間接的に日本国憲法にも浸透していたことが窺える。

（辻村みよ子『比較のなかの改憲論－日本国憲法の位置』序章より抜粋）

設問

(1) 文中の **A** ～ **E** に当てはまるもっとも適切な語句を解答欄に記しなさい。

(2) 文中の **1** ～ **5** に当てはまるもっとも適切な語句を下記の中から選び、その記号を解答欄に記しなさい。

- |          |          |            |          |
|----------|----------|------------|----------|
| (ア) 福沢諭吉 | (イ) 統治行為 | (ウ) 罪刑法定主義 | (エ) 権力分立 |
| (オ) 行政指導 | (カ) 国民主権 | (キ) 植木枝盛   | (ク) 権力集中 |
| (ケ) 労働権  | (コ) 吉野作造 | (サ) 伊藤博文   | (シ) 一揆   |
| (ス) 社会権  | (セ) 自由権  | (ソ) 拒否権    |          |

(3) 下記の文章のうち、上記の下線部著書からの引用またはその内容を表しているものはどれか。二つ選び、その記号を解答欄に記しなさい。

- (a) もしかれが意志的に、合議した人びとの集合体に加わったならば、かれはそのことによって、多数派が定めるところをまもる意志を、十分に宣告した（したがって暗黙のうちに信約した）のであって、それゆえに、もしかれが、それをまもることを拒否したり、かれらの諸布告のどれかに抗議したりするならば、かれは自分の信約に反したことをおこなうのであり、したがって不正をおこなうのである。／かれは、かれらの告示に服従するか、あるいは、まえにかれがおかれていた戦争状態のなかにとりのこされるか、いずれかでなければならない。
- (b) 主権は譲渡されえない。同じ理由から、主権は代表されえない。主権は本質的に一般意志のうちにあり、そして意志というものは代表されるものではない。一般意志は一般意志であるか、一般意志ではないかのどちらかで、その中間というものはないのである。だから人民の代議士は人民の代表ではないし、人民の代表になることはできない。代議士は人民の代理人にすぎないのである。代議士が最終的な決定を下すことはできないのだ。人民がみずから出席して承認していない法律は、すべて無効であり、それはそもそも法律ではないのである。
- (c) これによって明らかなのは、人びとが、彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、彼らは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、各人の各人に対する戦争である、ということである。／人びとを平和にむかわせる諸情念は、死への恐怖であり、快適な生活に必要なものごとに対する意欲であり、それらをかれらの勤労によって獲得する希望である。そして理性は、つごうのよい平和の諸条項を示唆し、人びとはそれによって、協定へとみちびかれうる。
- (d) 私は、人民は、立法者が彼らの固有権を侵害することによって信託に反する行動をとったときには、新たな立法部を設け、改めて自分たちの安全を図る権力を持つという〔私の〕この教説こそが、叛逆に対する最善の防壁であり、それを阻止するもっとも有望な手段であると答えよう。なぜならば、叛逆とは、人に対する反抗ではなく、統治の基本法と法律とにのみ基礎をおく権威への反抗であり、したがって、誰であれ、統治の基本法と法律とを實力によって突き破り、同じく實力によってその侵犯を正当化する者こそが、真に叛逆者と呼ばれるにふさわしいからである。
- (e) 人は自由なものとして生まれたのに、いたるところで鎖につながれている。自分が他人の主人であると思い込んでいる人もじつはその人々よりもさらに奴隷なのである。／誰もが平等で自由な存在として生まれたのであり、みずからの利益にならないかぎり、自由を譲り渡すことはない。／いかなる人も、他の人々に対して生まれつきの権威をもつことはなく、力はいかなる権利をも作りだすものではない。だから人々のうちに正当な権威が成立しようとすれば、それは合意によるものだけである。
- (f) 啓蒙とは何か。それは人間が、みずから招いた未成年の状態から抜けでることだ。未成年の状態とは、他人の指示を仰がなければ自分の理性を使うことができないということである。人間が未成年の状態にあるのは、理性がないからではなく、他人の指示を仰がないと、自分の理性を使う決意も勇気ももてないからなのだ。／こうして啓蒙の標語とでもいうものがあるとすれば、それは「知る勇気をもて」だ。すなわち「自分の理性を使う勇気をもて」ということだ。

〔Ⅱ〕 次の文章を読み、設問に答えなさい。

日本国憲法が保障する自由権は、一般に「人身（身体）の自由」、「経済的自由」および「**A**」の三つに大別される。人間の**A**が弾圧された戦前の経験を深く反省し、日本国憲法は「思想・良心の自由」（第19条）、「信教の自由」（第20条）、さらに自らの主張や意見を外部に自由に表明する権利である**B**など、きめ細かく**A**を保障している。

**B**が保障されることで、政府が掲げる政策や方針に関して多様な意見があることが可視化され、国民の理解が深まることを考えるならば、**B**は参政権と共に民主主義を支えるきわめて重要な柱と言える。そのため、これが損なわれることのないように、日本国憲法は、第21条で**C**を禁止し、あわせて**D**を保障している。また、国民が適切な判断をおこない、自らの意見を表明するためには、国民一人一人が必要な情報を得ることが重要となる。国や地方公共団体が積極的に情報を明らかにすることが求められるのは、こうした理由からである。この要求に応えるために、1999年に**E**が制定された。その一方で、組織的犯罪に対応するため、電話・インターネット・電子メールなどのコミュニケーションにかかわっては、**F**が1999年に制定された。これに関しては、**B**を侵し、プライバシーを侵害するもので、違憲であるとの意見もある。

日本国憲法が定める**B**を保障するためには、新聞やテレビなどのマスメディアやインターネットを活用した報道機関やジャーナリストによる自由な情報発信が不可欠である。一般に**G**と言われるものである。

この問題が鋭く問われた事件が、沖縄密約文書問題である。1972年、沖縄返還に関する日米両政府の密約を示唆する外務省の極秘電文が国会で暴露された。記者はこの機密文書を外務省の事務官から入手し、これに基づき紙面で密約疑惑を追及した。この情報を野党議員に渡した記者は逮捕・起訴され、裁判では記者の**H**の自由と国家機密とのかわりが争点となった。最高裁判所の判決は、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き、正当な業務行為というべきである」と述べる一方で、本件については、「被告人の**H**行為は、その手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会通念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な**H**活動の範囲を逸脱している」として、記者の有罪が確定した。その後、アメリカで公文書が公開され、密約の存在が明らかとなり、2010年3月、日米間の密約を検証していた外務省の有識者委員会が復旧補償費の肩代わりを「広義の密約」と認定した。

このように、**G**、さらにこれを実質的に支える**H**の自由の保障と国家機密の保持との間にはつねに緊張関係がはさまれている。

日本では、国家機密の漏えいを防止する目的で、2013年に**I**保護法が制定され、**I**に該当する情報を漏らした公務員や民間人は処罰されることになった。しかし、この法律に関しては、政府の恣意的な運用によって著しく国民の**J**が狭められることを懸念する声もある。

#### 設問

- (1) **A** から **F** にあてはまる適切な語句を解答欄に記しなさい。
- (2) 下線部に関して、これに該当する1925年に制定された法律を解答欄に記しなさい。
- (3) **G** から **J** にあてはまる適切な語句を解答欄に記しなさい。
- (4) **I** に該当する4つの分野が指定されている。「防衛」「テロ活動防止」「特定有害（スパイ）活動防止」の他に指定されている分野を解答欄に記しなさい。

〔Ⅲ〕 次の文章を読み、設問に答えなさい。

企業形態は出資する主体によって、民間が出資する私企業、政府・地方公共団体などが出資している公企業、民間と政府・地方公共団体などが共同で出資する公私合同企業に分けられる。

私企業は個人商店、農家などの個人が自己の財産を用いて自ら経営にあたる個人企業と、複数の個人が共同出資して設立された法人企業とに大別することができる。

会社法は会社制度に関わる法律を再編して2006年に施行された。これにより、**A** 保護のために設けられていた最低資本金規制が撤廃され、資本金1円でも株式会社の設立が可能となった。また、従来、小規模な会社については最低資本金を300万円とし、監査役を不要とするなど制度を簡素化した **1** 制度が設けられていたが、これが廃止されて株式会社に一本化された。さらにベンチャー企業に適した制度として、**2** 会社が新設された。**2** 会社は、倒産の際の負債に対する **B** の責任は有限責任だが、設立手続きが簡素で組織の構成を柔軟に決められる。

わが国においては全企業数の99%以上が中小企業である。中小企業は資金調達力・賃金・労働条件などで大企業との間に格差があり、1963年に制定された **3** 法や中小企業が中心の産業分野への大企業の進出を抑制するための分野調整法によって保護・育成がはかられてきた。しかし、1999年の **3** 法の改正では従来の保護政策から成長力のある企業の育成に重点が移された。また、中小商店を保護するために大型店の中心市街地への出店を規制していた **4** 法はまちづくり3法が施行されるのに伴い、2000年に廃止された。しかし、中心市街地の空洞化が進行したため、まちづくり3法は2007年に改正され、大型店の郊外への出店が規制された。

戦後の財閥解体においては1946年に設立された **5** 整理委員会の指示に基づき、政府が **5** から株式を買取り、一般に売却した。**6** 法では法人による株式保有は当初原則として禁止されていたが、安定株主の必要性が唱えられ、企業による株式保有を可能とするために数次にわたる改正が行われた。高度成長期には銀行や総合商社を中心として6大企業集団が形成され、系列融資、**7**、役員の派遣、集団内取引などにより、緊密な協調関係を築いていた。しかし、1990年代後半には不良債権問題から金融機関の経営が悪化、**7** の解消、大手都市銀行の再編とメガバンクの誕生もあり、企業集団の結びつきは弱くなった。一方、株式の保有によって他の企業を支配することを主たる業務とする **5** は **6** 法により禁止されてきたが、企業の吸収・合併をすすめることを目的とした1997年の **6** 法改正により **5** 制度が原則解禁された。

公企業は、地方自治体の運営する上下水道・バスなどの地方公営企業、公社などからなる。日本国有鉄道、**8**、日本専売公社は1980年代に中曽根内閣のもとで民営化された。郵政省による郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政3事業については、2000年代に日本郵政公社を経て分社化して民営化された。また公企業等に融資を行ってきた財政投融资の資金調達については、2001年に郵便貯金・**9** の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用となった。これに伴い財政投融资に必要な資金は債券の発行により市場から調達することとなった。

設問

- (1) 空欄 **1** ～ **9** にあてはまるもっとも適切な語句を解答欄に記しなさい。
- (2) 空欄 **A**、**B** にあてはまるもっとも適切な語句を下の選択肢から選び、記号を解答欄に記しなさい。
- a 経営者    b 従業員    c 顧客    d 債権者    e 出資者    f 監督官庁    g 監査役
- (3) 下線部Aについて、以下の文章の空欄2カ所に当てはまる数字を下の選択肢から選び、記号をそれぞれの解答欄に記しなさい。

中小企業基本法による中小企業の定義は、製造業においては「資本金の額または出資の総額が **A** 円以下の会社または常時使用する従業員の数が **イ** 人以下の会社および個人」である。

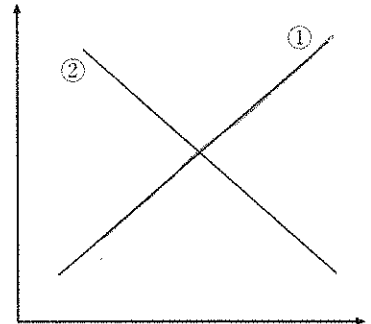
- a 50    b 100    c 300    d 1000    e 300万    f 5000万    g 1億    h 3億

[IV] 次の文章を読み、設問に答えなさい。

日本の生産年齢人口（15歳～64歳）は、a 年頃をピークに減少が始まっていたが、景気低迷が続いていたこともあり、これまで少子高齢化問題の関心は主として社会保障給付費の増大や財政問題<sup>(ア)</sup>に集中してきた。しかし、2014年度平均のbが1.11倍と高水準となり、人手不足という言葉もしばしば聞かれるようになるなど、最近では人口減少に伴う労働力不足が懸念されるようになってきた。日本政府も今後の労働力の減少を見据え、長時間労働の是正や育児・介護休暇の取得促進、多様な働き方が認められる環境の整備といった働き方改革を推進することにより、一人でも多くの国民の労働参加を政策の重要課題として掲げている。

一方、世界ではロボットや人工知能（以下では、単純に「機械」と呼ぶ）といった分野で目覚ましい技術革新が起こっており、近い将来、機械が人間の仕事を奪ってしまうのではないかと危惧する機械脅威論が盛んに議論されている。もちろん、機械と労働の代替の問題は工業化が始まって以来続いており、今に始まったことではない。例えば、19世紀にcと呼ばれるイギリスの繊維産業の労働者たちが自動織機に職を脅かされ、激しい抗議運動<sup>(イ)</sup>を繰り広げたことは有名である。しかしこれまでは、革新的なイノベーションが生まれても、その時代ごとに人間にしかできない新たな仕事も創出されてきた。

ところが、昨今の技術革新のスピードは予想以上に加速しており、車の運転や顧客からの電話対応サービス、パラリーガル業務や記事の執筆など、以前は人間にしかできないと考えられていた領域まで機械が代替できる時代が到来しつつあり、10年か20年後には現在存在している職業の約半分は消滅してしまうと予測する論者もでてきた。こうした意見の肯定派には、将来的にはほとんどの仕事が機械に任せられ、高スキルな労働を担うごく少数の人間以外は不要になると主張する者もある。一方、機械にできることは機械に任せ、人間はその機械と補完的なタスクを担うことで生産性を上げていくことは可能であり、人間を必要とする仕事は今後も創出されつづけるだろうと主張する者もある。今後、技術革新がどのくらいのスピードで進み、その結果人間の仕事がどの程度奪われるかを予測することは難しく、上述のように将来に関する見解は識者の間でも分かれている。



国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（中位）によれば、2045年の日本の総人口は、2015年時点よりも約d万人はほど少なくなっていると予測されている。人口が今後一層減少していく日本は、技術革新の加速を脅威として捉えるのではなく、むしろ歓迎すべきだろうか。<sup>(ウ)</sup>それとも、人口の減少スピード以上に技術革新が進むことで、機械が人間の仕事を奪ってしまう可能性に備えるべきだろうか。<sup>(エ)</sup>

設問

(1) 文章中のaに該当する年として、最も適当なものを以下から選び、解答欄に丸数字を記しなさい。

- ① 1985      ② 1990      ③ 1995      ④ 2000      ⑤ 2005      ⑥ 2010

(2) 文章中の下線<sup>(ア)</sup>に関連して、2014年度の日本の国債依存度（国債発行額÷一般会計歳入額×100＜％＞）に最も近いものを以下から選び、解答欄に丸数字を記しなさい。

- ① 15      ② 25      ③ 35      ④ 45      ⑤ 55      ⑥ 65

(3) 文章中のb，cに該当する用語を解答欄にそれぞれ記入しなさい。

(4) 文章中のdに該当する数値として、最も適当なものを以下から選び、解答欄に丸数字を記しなさい。

- ① 500      ② 1500      ③ 2500      ④ 3500      ⑤ 4500      ⑥ 5500

- (5) 文章中の下線(イ)は労働運動のさきがけといえる。日本の労働運動としては、高野房太郎らによって1897年7月に結成されたものの、治安警察法によって弾圧された組織がある。この名称を解答欄に記しなさい。
- (6) 文章中の図は、労働市場の供給曲線と需要曲線を表している。図の説明として、正しいものの全てを以下のアルファベット記号から選び、解答欄に記しなさい。
- (A) 縦軸は賃金 (B) 縦軸は雇用量 (C) ①は労働供給曲線 (D) ①は労働需要曲線  
 (E) 横軸は賃金 (F) 横軸は雇用量 (G) ②は労働供給曲線 (H) ②は労働需要曲線  
 (I) ①は雇用量が減少傾向にあることを示している (J) ②は賃金が減少傾向にあることを示している  
 (K) A～Jは全て誤りである
- (7) 文章中の下線(ウ)について、以下の問いに答えなさい。現在の労働力率が今後も維持されたとした場合、日本の生産年齢人口の減少は、文章中の図を使うとどのように表すことができるか。予測される図の動きの説明として最も適当なものを以下の枠線で囲まれたアルファベット記号(A～J)の中から一つ選び、解答欄に記しなさい。
- (8) 文章中の下線(エ)について、以下の問いに答えなさい。技術革新が急速に進み、現在人間が担っている仕事の多くが機械で代替できるようになるとする。機械が人間の雇用を奪うことは、文章中の図を使うとどのように表すことができるか。予測される図の動きの説明として最も適当なものを以下の枠線で囲まれたアルファベット記号(A～J)の中から一つ選び、解答欄に記しなさい。

設問(7)(8)共通の選択肢：

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| (A) 線①が右にシフトする           | (B) 線①②は共にシフトせず、線①上で雇用量が減少する |
| (C) 線①が左にシフトする           | (D) 線①②は共にシフトせず、線②上で賃金が上昇する  |
| (E) 線②が右にシフトする           | (F) 線①②は共にシフトせず、線①上で雇用量が増加する |
| (G) 線②が左にシフトする           | (H) 線①②は共にシフトせず、線②上で賃金が下落する  |
| (I) 弾力性に依存して曲線のシフトの幅は異なる | (J) 弾力性に依存するので一概に予測できない      |

[以下余白]